

蕨市印鑑条例の一部を改正する条例

蕨市印鑑条例（昭和50年蕨市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

令和7年11月26日提出

蕨市長 賴高英雄